

第5 フローリング施工に関する細則

《提 言》

カーペット敷の居室は比較的下階に対する音の影響は少なくなっておりますのでこの状態で生活していただくのが望ましいわけです。ところが昨今フローリング床に対する要望は強く、これを禁止できる情勢にないことから、次に掲げるようなことを配慮した上で認めようとする試みがこの細則であります。

- ① フローリング騒音を理解する。(騒音を受ける被害者の立場で判断する)
- ② 良心的な業者のもと基準以上の材質を選択する。(十分な費用負担をする)
- ③ 下階に迷惑を掛けない配慮をする。(誓約書を厳守する)
- ④ 家族構成により是非を判断する。(幼児が成長するまで待つ)

また、これ以外にピアノを演奏する家庭で、さらに高度な防音性を整える場合、建具全体を変えることと、内装を防音仕様にするを前提にする必要が生じてまいります。

(目 的)

第 1 条 管理組合は、フローリング施工による騒音トラブルを防止するとともに、快適な共同生活を維持する目的で、フローリング施工に関する細則を定める。

(施工方法)

第 2 条 区分所有者は、フローリング施工による騒音トラブルを防止するため、別表第 1 の断面と類似する施工方法又は同等以上の施工を実施するものとする。

(使用製品)

第 3 条 区分所有者がフローリング施工する場合は、別表第 2 の遮音等級 L_L-45 (軽量衝撃音)以下の下記の製品又は同等以上の製品を選択するものとする。但し、最下階住戸部分については、この等級を緩和することができる。

メーカ ー 名	製 品 名
朝日ウッドテック(株)	ネダレス® L B V - 4 5
永 大 産 業 (株)	ダイレクトエクセル 4 5
大 建 工 業 (株)	オトユカフロア E G 4 5
松 下 電 工 (株)	ウッディスーパー 4 5

(下階住戸に対する承諾)

第 4 条 フローリング施工を希望する区分所有者は、下階住戸に対して、フローリング施工についての了解を得るものとし、「フローリング施工許可申請書」(様式第 9)に下階の住戸の承諾印を得るものとする。

(施工の申請)

第 5 条 フローリング施工を希望する区分所有者は、下記書類を管理組合に提出するものとする。

1. 第 4 条による下階住戸の承諾捺印済の「フローリング施工許可申請書」(様式第 9)(施工方法、施工図面等必要事項を明記の上、施工業者と連名で提出。)

2. 誓約書(様式第 10)

(施工の承認)

第 6 条 管理組合は、区分所有者から申請のあったフローリング施工について、承認又は施工改善の指導を行うものとする。管理組合の承認又は指導は、申請のあった日から 15 日以内に申請者に回答しなければならない。